

令和6年琴浦町訓令第 号

琴浦町令和6年度エネルギー・原材料価格高騰対策特別金融支援事業利子補給金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、琴浦町令和6年度エネルギー・原材料価格高騰対策特別金融支援事業利子補給金(以下「利子補給金」という。)の交付について、琴浦町補助金等交付規則(平成16年琴浦町規則第48号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 利子補給金は、鳥取県地域経済変動対策資金制度要綱(平成24年3月22日付第201200000446号鳥取県商工労働部長通知。)第3条の規定に基づき指定された「令和6年度エネルギー・原材料価格の高騰」(令和6年3月22日付第202400002824号鳥取県商工労働部長通知。)に係る融資を受ける者が、金融機関と金銭消費貸借契約を締結し、借り入れた資金(以下「借入金」という。)のうち、新規借入金(既存借入金の借換を目的とした借入を除く資金をいう。以下「対象融資」という。)に係る利子負担に対し支援することにより、その経営の維持及び安定を図ることを目的として交付する。

(交付対象者)

第3条 利子補給金の交付対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 町内に主たる事業所を有する法人又は個人で、対象融資を受けた者(以下「借入事業者」という。)であり、金融機関に利子を納付した者

(2) 町に納税の義務があり、かつ、その町税を納期限までに完納している者  
(利子補給金の交付)

第4条 町長は、第2条の目的の達成に資するため、借入事業者に対し、予算の範囲内で利子補給金を交付する。

2 利子補給金の額は、借入事業者が各年1月1日から12月31日までに金融機関に納付した利子額(借入金に対する利子に、借入金に占める新規借入金の割合を乗じて得た額とし、延滞に係るものを除く。)とする。

3 利子補給金の交付対象期間は、利子発生月から36箇月以内とする。ただし、利子補給最終月において、休日等により支払日が翌月になる場合には、翌月1回に限り利子を補給できるものとする。

(交付申請及び実績報告)

第5条 利子補給金の交付申請及び実績報告をする借入事業者は、琴浦町令和6年度エネルギー・原材料価格高騰対策特別金融支援事業利子補給金交付申請書兼実績報告書(様式第1号)に、次の各号に掲げる書類を添えて、毎年1月末日までに町長に提出しなければならない。

- (1) 融資申込書の写し(初回の申請時のみ)
- (2) 融資利子払込証明書(様式第2号)
- (3) 事業計画(報告)書(様式第3号)

2 この事業は、規則第4条ただし書に規定する場合に該当するものとする。  
(着手届及び完了届を要しない場合)

第6条 着手届は、規則第10条第2号に規定する場合に該当するものとし、これを要しない。

2 規則第14条の規定による完了届は、これを要しない。  
(交付決定及び交付額確定)

第7条 町長は、第5条の申請があったときは、その内容を審査し、適正であると認めたときは、利子補給金の交付決定及び額の確定を行い、琴浦町令和6年度エネルギー・原材料価格高騰対策特別金融支援事業利子補給金交付決定及び交付額確定通知書(様式第4号)により、借入事業者に通知するものとする。  
(利子補給金の返還)

第8条 町長は、借入事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、利子補給金の交付決定を取り消し、既に交付した利子補給金があるときは、その全部又は一部の返還を命じることができる。

- (1) 虚偽その他不正な手段により利子補給金の交付を受けたとき。
- (2) 法令又はこの要綱の規定に違反したとき。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この訓令は、令和6年9月27日から施行し、令和6年4月1日以降の新規借入金に係る利子負担から適用する。

様式第 1 号(第 5 条関係)

年 月 日

琴浦町長 様

申請者 住 所  
事業者名  
代表者氏名 ㊟

琴浦町令和 6 年度エネルギー・原材料価格高騰対策特別金融支援事業  
利子補給金交付申請書兼実績報告書( 年度申請分)

年度において、標記利子補給金の交付を受けたいので、琴浦町令和 6 年度  
エネルギー・原材料価格高騰対策特別金融支援事業利子補給金交付要綱第 5 条  
の規定により申請し、併せて実績を報告します。

記

補助金事業等の名称	琴浦町令和 6 年度エネルギー・原材料価格高騰対策 特別金融支援事業利子補給金
交付申請額	円
対象期間	年 月 日から 年 月 日まで
添付書類	(1) 融資申込書の写し(初回の申請時のみ) (2) 融資利子払込証明書 (3) その他町長が必要と認める書類

(注) この交付申請に関して、交付を判断するに当たり、当該業務以外の目的で  
使用しないことを条件とし、琴浦町が町税の納税状況を確認することについ  
て同意します。

融資利子払込証明書

借入事業者住所																																					
借入事業者氏名																																					
貸付年月日																																					
貸付金額	円																																				
利子支払額 ※ 1	円																																				
納付年月日 ※ 2	<table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr><td>年</td><td>月</td><td>日</td></tr> </table>	年	月	日	年	月	日	年	月	日	年	月	日	年	月	日	年	月	日	年	月	日	年	月	日	年	月	日	年	月	日	年	月	日	年	月	日
年	月	日																																			
年	月	日																																			
年	月	日																																			
年	月	日																																			
年	月	日																																			
年	月	日																																			
年	月	日																																			
年	月	日																																			
年	月	日																																			
年	月	日																																			
年	月	日																																			
年	月	日																																			

※ 1 毎年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日までに支払った利子の合計額。  
債務不履行等により生じた遅延利息等は含みません。

※ 2 該当期間は、毎年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日までとなるため、証明書の発行に際しては、開始日と終了日にご注意下さい。

上記のとおり支払済みであることを証明します。

年 月 日

金融機関名



様式第3号(第5条関係)

琴浦町令和6年度エネルギー・原材料価格高騰対策特別金融支援事業計画(報告)書( 年度申請分)

1 事業の内容

借入者名	借入金融機関	借入金額 (A) (円)	うち新規借入資金		借入期間	今年度対象期間		初年度からの 総利払月数 (月)	今年度対象期 間の利払総額 (D) (円)	今年度補助対 象利払額 (E)=(D)*(C) (円) 円未満切捨
			金額 (B) (円)	新規借入割合 (C)=(B)/(A) 小数点第4位 四捨五入		始期・終期	月数 (月)			
					~	~				

(注)

今年度対象期間は、前年度の1月から今年度の12月の期間のうち、借入者が利子を支払った期間を記入する。

本補助金は新規借入金資金(借入金額合計—借換目的の借入)に係る利子を補助対象とするため、「新規借入割合(C)を用いて「今年度補助対象利払額(E)」を算出する。

年 月 日

様

琴浦町長

㊟

琴浦町令和6年度エネルギー・原材料価格高騰対策特別金融支援事業利子補給金交付決定及び交付額確定通知書

年 月 日付けで申請及び実績報告のあった利子補給金について、下記のとおり決定しましたので、琴浦町令和6年度エネルギー・原材料価格高騰対策特別金融支援事業利子補給金交付要綱第7条の規定により通知します。

記

1 補助金名

琴浦町令和6年度エネルギー・原材料価格高騰対策特別金融支援事業利子補給金

2 交付決定額等

補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。

- (1) 算定基準額 金 円  
(2) 交付決定額 金 円

なお、交付確定額は、交付決定額のとおりとする。

3 補助規程の遵守

補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び琴浦町令和6年度エネルギー・原材料価格高騰対策特別金融支援事業利子補給金交付要綱の規定に従わなければならない。